

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在のA県B連合会（現：C連合会（以下「本所」という。）A県本部。以下「事業場」という。）に採用され、電算課においてシステムの作成や修正の業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、休日出勤するとして自宅から自家用車で出掛けたところ、行方不明となり、同年〇月〇日、Dの駐車場において、車内で死亡していたところを発見された。死体検案書によれば、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日頃（推定）、直接死因：一酸化炭素中毒、死因の種類：自殺」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害及びその後の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害の有無及び発病時期については、決定書理由第2の2(2)ア(ウ)において説示するとおり、当審査会としても、平成〇年〇月中旬頃に「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、上記1で引用した決定書別添に掲げる厚生労働省労働基準局長が策定した「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を妥当なものとするので、以下認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人は、業務による心理的負荷となった主な出来事として、被災者と一緒に業務を担当していたE課長補佐が平成〇年〇月に本所に転勤となったため、被災者が1人で業務を担当することとなり、そのほかの業務についても重ねて負担が増えていたことなどを主張しているため、以下検討する。

ア 平成〇年〇月〇日にE課長補佐が異動したこと

請求人が主張する出来事は、認定基準別表1の「複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった」(平均的な心理的負荷の強度Ⅱ)、同「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心

理的負荷の強度Ⅱ)及び同「理解してくれていた人の異動があった」(平均的な心理的負荷の強度Ⅰ)にそれぞれ該当するところ、決定書理由第2の2(2)イ(ア)aにおいて説示しているとおりに、当審査会としても、当該出来事に係る心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

なお、請求人は、本件公開審理において、E課長補佐の転勤に伴い、同課長補佐が担当していた本所との折衝業務が被災者の担当業務に追加されたが、当該業務は被災者が不得手であったことから、その心理的負荷は大きなものであった旨主張しているが、当審査会としては、F次長が、「被災者にとっては、慣れない仕事になったし、難儀をしたと思う。本所との折衝は慣れておらず、負担であったと思う。」旨述べていることから、被災者は、慣れない仕事に戸惑い、精神的負担を感じたものと推認されるものの、常時緊張を強いられるような状態となったことを認めるに足りる証拠はないことから、上記のとおり心理的負荷の総合評価は「中」とどまるものと判断したものであり、請求人の主張は採用することができない。

イ 平成〇年〇月〇日、取引先の役員からシステムのトラブルについてクレームがあったこと

請求人が主張する出来事は、認定基準別表1の「顧客や取引先からクレームを受けた」(平均的な心理的負荷の強度Ⅱ)に該当するところ、決定書理由第2の2(2)イ(ア)bにおいて説示しているとおりに、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 被災者が担当していたプログラムが作成されていなかったこと

請求人が主張する出来事は、認定基準別表1の「ノルマが達成できなかった」(平均的な心理的負荷の強度Ⅱ)に該当するところ、決定書理由第2の2(2)イ(ア)cにおいて説示しているとおりに、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 以上からすると、業務による心理的負荷の全体評価は、決定書理由第2の2(2)イの(ア)d及び(イ)において説示しているとおりに、当審査会としても、「中」と判断する。

なお、請求人は、本件公開審理において、平成〇年〇月〇日を除き、被災者は毎日残業しており、疲労が蓄積していた旨主張しているが、本件疾病発病前1か月間の時間外労働時間は44時間ないし48時間程度であって、恒

常的な長時間労働に従事していたとは認められないことから、請求人の主張を採用することはできない。

オ 請求人は、被災者は上司に叱責された日に死を決定しており、その死亡は業務との因果関係があるものとする旨主張し、F次長は、「平成〇年〇月〇日、本所のプログラム作成を担当するGサポートから、プログラムの企画書は届いたが、レイアウトの企画書が届いていない旨の連絡があったので、被災者に対し、『提出するものがあれば、ちりぼり出すな。』、『残っているものがあれば、まとめて早く出せ。』と強い口調で注意した。」旨述べているが、当該出来事は本件疾病発病後の出来事であるから、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

また、請求人は、本件公開審理において、被災者が平成〇年〇月上旬の課内打合せの席において、責任の追及を受けていることを考慮して心理的負荷の強さを判断してほしい旨主張するが、F次長は、「平成〇年〇月初めの課内打合せで確認したところ、被災者が1つやっていない仕事が判明した。しかし、同月〇日に強い口調で注意したことを除いて、今までに被災者を叱ったことはない。」旨述べており、一件記録をみても、被災者がプログラムの作成作業に未着手であることに対して責任を追及されたり、叱責を受けたりした事実を認めるに足りる証拠はないことから、請求人の主張を採用することはできない。

さらに、請求人は、業務中の出来事により本件疾病が悪化し、被災者は死に至った旨主張するが、一件記録を精査するも、被災者の本件疾病が悪化したことを認めるに足りる証拠はなく、同主張は採用することができない。

(5) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおり、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であって、「強」には至らないことから、同人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものであるとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。